

生駒市条例第 2 7 号

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月生駒市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第 1 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改め、男女共同参画専門委員の項及び景観アドバイザーの項を削り、「その他の委員及び嘱託員」を「上記以外の特別職の職員」に、「月額 3 7 0 , 0 0 0 以内」を「日額 3 2 , 0 0 0 以内又は月額 3 7 0 , 0 0 0 以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。